≪令和８年度≫

がん治療に伴う外見の変化にお悩みの方へ



アピアランスケア用品購入費助成事業のご案内

熊谷市からのお知らせ

熊谷市では、がん患者の方の生活の質の向上を図り、治療と社会生活の両立を支援するため、治療に伴う外見の変化をケアする用品（アピアランスケア用品）の購入に係る費用の一部を助成します。

対象者	**以下の要件を全て満たす方** ・申請日において熊谷市に住民登録のある方 ・がんと診断され、治療（手術、薬物療法、放射線治療等）を受けた方、または、治療中の方 ・アピアランスケア用品を購入した方 ・市税等を滞納していない方
対象品	**【ウィッグ・帽子等】**<u>**がん治療に伴う外見の変化を補整する目的のもの**</u> ・ウィッグ（部分用、頭皮保護用のネットを含む） ※シャンプー、ヘアケア用品等は対象外。 ・帽子（毛付きのものを含む） **【補整具等】**<u>**がん治療に伴う外見の変化を補整する目的のもの**</u> ・補整下着（下着とともに使用するパッドも含む） ・人工乳房（乳房再建術等による体内に埋め込まれたものは除く）、人工乳頭等 ・その他エピテーゼ（頭部、胸部以外の部分の体表に取り付けるケア用品） ※保険適用が可能なアピアランスケア用品の購入に係る申請はできません。
申請期限	対象品を購入した**翌日から１年以内**
助成金額	**【ウィッグ・帽子等】** 購入に要した費用、または、１万円のいずれか低い額 **【補整具等】** 購入に要した費用、または、１万円のいずれか低い額
助成回数	年度内において、ウィッグ・帽子等、補整具等 **１人につき、それぞれ１回限り** <u>※令和７年度以前に助成制度を利用した方も、申請をすることができます。</u>

申請方法

裏面の「申請に必要な書類」を
直接申請窓口（健康推進課）へ提出いただくか、
郵送で申請をしてください。



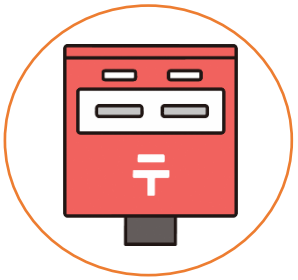

「申請に必要な書類」については裏面をご確認ください

（R８.７月～）

申請に必要な書類

書類名	注意事項
☑ 申請書兼請求書（1）	所定の様式を使用してください
☑ がん治療を受けた、または受けていることを証明する書類の写し	氏名に併せて、病名・脱毛の副作用がある抗がん剤名・治療名のいずれかの記載がある書類。 （例）医療機関の発行する説明書、同意書、診断書など。抗がん剤名が記載してある診療明細書やお薬手帳など。
☑ 領収書（原本）	宛名、購入日、購入金額、品目・金額の内訳、領収書発行者の名称の記載があるもの
☑ 通帳またはキャッシュカードの写し	申請者本人の名義の口座で、口座番号などが確認できるもの ※振込先口座は熊谷市に住民登録がある方のものに限ります。
☑ 本人確認書類の写し（2）	運転免許証やマイナンバーカードなど
☑ 委任状（3）	・窓口に来られる方と申請者が異なる場合 ・申請者と対象者が異なる場合 ・振込先口座の名義が申請者と異なる場合 上記に該当する場合に委任状が必要となります。 ※対象者が未成年で申請者が法定代理人（保護者等）の場合、委任状は不要です。

（1） 申請書兼請求書は、申請窓口（健康推進課）、市役所本庁舎、行政センター（妻沼、大里、江南）、または熊谷市ホームページからダウンロードができます。
ウィッグ・帽子等、補整具等をまとめて申請する場合は、１枚の申請書兼請求書で申請ができます。

（2） 申請者と対象者が異なる場合は、双方の本人確認書類が必要です。

（3） 委任状は、申請窓口（健康推進課）、市役所本庁舎、または熊谷市ホームページからダウンロードができます。

がん患者相談窓口

がん相談支援センター

患者の方だけでなくご家族様からの相談も受け付けています。
費用は無料、匿名で相談ができます。

がんピアサポーターによる相談支援

県が実施する研修を修了した「埼玉県がんピアサポーター」が、傾聴を主とした相談支援を行います。

がんの情報提供

がん情報サービス

国立がんセンターが運営する、がんに関する「確かな」情報を提供しているサイトです。

がんサポートハンドブック

埼玉県が作成している**地域の療養情報**をまとめた冊子です。
県 HP にて、随時更新を行っています。

【お問い合わせ先及び申請窓口】※令和８年４月～

熊谷市こども健康部健康推進課　健康企画係
（くまキッズ内　熊谷市保健センター１階）
TEL　０４８-５２８-０６０１　FAX　０４８-５２６-１９５０
〒３６０-０８１６　熊谷市石原三丁目２７番地

受付日時：月曜日～金曜日（土日・祝日を除く）　８時３０分～１７時１５分

申請書兼請求書のダウンロード、事業の詳細についてはこちらからご確認ください

市ホームページ
（R８．７月～）